

(平成24年5月9日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認北海道地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	1 件
国民年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	2 件
国民年金関係	2 件

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和58年10月から59年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和22年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年4月から59年3月まで

私は、申立期間当時、A社を経営しており、B町の税務課の職員が税金等の集金に同社に来ていたため、私たち夫婦の国民年金保険料も、私の妻が同町の職員に納付していた。

申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時、申立人の妻が、税金等の集金に来ていたB町の職員に、夫婦二人分の国民年金保険料も一緒に納付していたと主張しているところ、同町では、昭和44年4月から平成14年3月まで、町職員による国民年金保険料の集金及び過年度分の保険料の収納を行っていたとしている。

また、申立人の妻は、納付が遅延していた夫婦二人分の国民年金保険料を一度にまとめて納付した記憶があるとしているところ、申立人及びその妻の被保険者名簿により、昭和59年度の保険料を昭和60年12月30日に過年度納付していることが確認でき、その時点で申立期間のうち、58年10月から59年3月までの保険料も過年度納付が可能であったことから、当該期間の保険料を納付しないまま、59年度の保険料のみを過年度納付することは不自然である。

しかしながら、昭和58年4月から同年9月までの国民年金保険料については、申立人の妻が昭和59年度の保険料を納付した60年12月の時点で、既に時効により納付できない上、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和58年10月から59年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和48年4月から49年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和26年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年4月から49年9月まで

私は、昭和48年3月にA社を退職し、B市C区で現在の夫と同居を始めた。

国民年金については、私が、私の加入手続を昭和48年4月頃に、夫の同手続を49年1月頃にB市C区役所で行い、夫婦二人分の保険料を自宅近くの郵便局で納付していた。

申立期間当時は、夫の収入で夫婦二人分の国民年金保険料を納めることができ、これまで、私は年金等公的な納付すべきものを未納にしたことは無いはずなのに、夫婦共にその当時の保険料が未納とされている。

申立期間が国民年金に未加入で、保険料が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和48年4月頃に国民年金の加入手続を行ったとしているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金被保険者台帳管理簿及び同手帳記号番号の前後の被保険者加入状況調査等により、申立期間後の54年5月頃に払い出されたものと推認でき、申立人はこの頃に加入手続を行ったと認められることから、申立人は申立期間当時、国民年金に未加入であったものと考えられる。

また、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された時点で、申立期間の国民年金保険料は、第3回特例納付により納付することが可能であったが、申立人は、保険料を遡って納付したことは無いとしている上、申立人に、当該期間の保険料を納付することができる別の同手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、申立人が当該期間の保険料を納付していたものとは考え

難い。

さらに、申立人は、その夫の国民年金の加入手続を昭和49年1月頃に行い、夫婦二人分の国民年金保険料を郵便局で納付していたとしているところ、夫の国民年金手帳記号番号は、その前後の国民年金被保険者加入状況調査等により51年6月頃に払い出されたものと推認され、それまで夫は国民年金に未加入で、保険料を納付することはできなかったものと考えられる上、B市が郵便局による保険料の収納業務を開始したのは、平成5年4月であることから、申立人の主張と一致しない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 北海道国民年金 事案 2235 (事案 789 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和47年3月から54年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和25年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年3月から54年3月まで

前回の申立てでは、母親に申立期間の国民年金保険料を遡って納付してもらったと申し立てたが、当該期間の保険料は時効により納付できなかったこと等を理由として、年金記録の訂正は必要でないと判断された。しかし、昭和62年4月頃とされた保険料の納付時期は間違っており、実際は、私が53年12月にA国から帰国した後1、2年のうちに申立期間の保険料を納付してもらったはずなので、再度、申立てを行う。

### 第3 委員会の判断の理由

前回の申立期間である昭和45年4月から46年3月までの期間及び同年11月から54年3月までの期間については、i) 申立人は、国民年金への加入手続及び申立期間の国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の保険料を納付したとする申立人の母親も既に死亡していることから、申立期間に係る保険料の納付状況が不明であること、ii) 申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和54年8月頃に払い出されており、当該時点では、申立期間の大部分は特例納付によるほか国民年金保険料を納付できない期間であるところ、申立人は、62年4月頃その母親に未納分の保険料を遡って納付してもらったとしており、当該時点は特例納付期間では無く、時効により申立期間の保険料を納付することはできないこと、iii) 申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無い上、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらないこと等を理由として、既に当委員会の決定に基づき、平成21年1月21日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の再申立てに当たり、申立人は、当初の申立期間は勘違いであったとし

て、申立期間を変更するとともに、当初の申立てにおいて聴取された際に聞き取り違いがあったとして、申立人の母親が申立人の国民年金保険料を納付した時期は、「昭和 53 年 12 月に帰国した後 1、2 年のうちであり、この当時は特例納付ができる期間であったと年金事務所から聞いたので、母はこの期間中に申立期間に係る保険料をまとめて納付したはずである。」と主張しているが、申立人が、その母親から聞いたのは保険料を納付したということのみであり、保険料を納付した時期が特定できない上、納付額についても明らかではなく、当該保険料を特例納付したとする有力な事情をうかがうことができないことから、当該主張は委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。